

## 令和 5 年度寒河江市立病院事業会計予算説明書

令和 5 年度の市立病院事業会計予算は、地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能の充実を図り市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けた編成をいたしました。

以下、予算の大要について御説明申しあげます。

第 2 条の業務の予定量につきましては、病床数を 98 床、うち一般病床を 56 床、療養病床を 42 床、年間患者数を入院 32,208 人、うち一般病床患者数を 17,568 人、療養病床患者数を 14,640 人、外来患者数を 52,030 人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に 1 億 3,800 万円、リース資産購入事業に 560 万円、施設整備事業に 4,500 万円を計上いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が 20 億 920 万円で、うち医業収益は 16 億 7,043 万円、医業外収益は 3 億 3,876 万 9 千円、特別利益 1 千円を計上いたしました。支出総額は 21 億 4,430 万円で、うち医業費用は 21 億 3,100 万 1 千円、医業外費用は 1,209 万 9 千円、特別損失 20 万円、予備費 100 万円であります。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入総額が 2 億 3,095 万 2 千円で、うち企業債 1 億 8,300 万円、他会計負担金 4,795 万円、固定資産売却代金 1 千円等であります。支出総額は 2 億 6,500 万円で、うち建設改良費は 1 億 8,860 万円、企業債償還金 7,640 万円を計上いたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとする

ものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を1億7,850万円と定め、第10条は、一般会計からの補助金額を2億8,150万円と定めるものであります。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を3億円と定め、第12条は、重要な資産として医療機器のX線CT装置一式等を取得するものであります。

以上、予算の大要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申し上げます。